アンケート調査表　※　　n　　≤ﻫ∑ ≡提出してください。（対象工事が徳島県発注工事の場合のみ提出）

賃金等についての設問　**（技能労働者※の賃金支払状況についてご回答下さい）**

※技能労働者とは、専門的な技能を有し、工事現場における建設工事の施工に直接従事する者を指します。様々な職種、例えば、とび工、鉄筋工、運転手（特殊）、型わく工、大工、左官、電工、配管工、土木一般世話役、特殊作業員等があります。なお、現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等）は技能労働者へ含みません。

1　請負契約額について教えて下さい

（1）受注額について、ﻫ　ﻫﻫ　7月（約1年前）以降、人件費上昇の影響により、発注者（施主）又は元請負人との1工事当たりの請負契約額は増減しましたか。該当する番号に〇印を記入して下さい。（複数回答可）また、その工事の種別について該当する記号（a～c）1つに〇印を記入して下さい。

1	増額した（	a. 公共工事・民間工事とも	b. 公共工事のみ	c. 民間工事のみ　）
2	減額した（	a. 公共工事・民間工事とも	b. 公共工事のみ	c. 民間工事のみ　）
3	変わらない（	a. 公共工事・民間工事とも	b. 公共工事のみ	c. 民間工事のみ　）
4	建設工事を受注した実績がない　⇒ 2へ			
5	その他（具体的に：			）

（2）発注額について、ﻫ　ﻫﻫ　7月（約1年前）以降、人件費上昇の影響により、下請負人との1工事当たりの請負契約額を増減させましたか（元請負人の立場でお答え下さい）。該当する番号に〇印を記入して下さい。（複数回答可）また、該当する記号（a～c）1つに〇印を記入して下さい。

1	増額させた（	a. 公共工事・民間工事とも	b. 公共工事のみ	c. 民間工事のみ　）
2	減額させた（	a. 公共工事・民間工事とも	b. 公共工事のみ	c. 民間工事のみ　）
3	変わらない（	a. 公共工事・民間工事とも	b. 公共工事のみ	c. 民間工事のみ　）
4	元請負人として下請負人との取引実績がなかった			
5	その他（具体的に：			）

2　技能労働者への賃金支払状況について教えて下さい　（技能労働者を雇用していない場合は回答不要）

（1）ﻫ　ﻫﻫ　7月（約1年前）以降、雇用している技能労働者の賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定がありますか。該当する番号1つに〇印を記入して下さい。

1	基本給や毎月の手当など、毎月の給与を引き上げた（引き上げる予定を含む）
2	ボーナスや一時金など、不定期の給与を引き上げた（引き上げる予定を含む）
3	1および2の給与をいずれも引き上げた（引き上げる予定を含む）
4	その他の給与を引き上げた（引き上げる予定を含む） （増額した具体的な給与名：　　）
5	賃金水準を引き上げておらず、今後も引き上げる予定はない　⇒2（3）へ
6	賃金水準を引き下げた（引き下げる予定を含む）　⇒2（3）へ

（2）ﻫ　ﻫﻫ　7月（約1年前）以降、賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定である理由を教えて下さい。
該当する番号に〇印を記入して下さい。（複数回答可）

1	公共工事設計労務単価が上昇したため
2	所属建設業者団体等の要請を受けたため
3	発注者や元請負人と、賃金上昇を見込んだ契約ができたため
4	受注量が増えるなど、業績が好調で、以前よりも賃金に回せる資金を確保できるようになったため
5	労働者からの賃上げ交渉を受けたため
6	周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため
7	社会保険へ新たに加入したため
8	若者の入職促進など、業界全体の発展に必要と考えたため
9	その他（具体的に：　　）

（３） 国土交通省では令　　３月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、貴社が雇用する技能労働者への賃金水準の設定において、公共工事設計労務単価を参考にしていますか。該当する番号１つに〇印を記入して下さい。また１，２を選択した場合にはその対象工事について、該当する記号（a～c）から１つ選択して〇印を記入して下さい。

※ 公共工事設計労務単価は、技能労働者の所定労働時間８時間当たりの賃金相当額（社会保険料の個人負担分を含む）であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた労働に対する手当等は含まれていません。

１　工事の場所、技能労働者の職種に対応した単価をそのまま使用している （a. 公共工事・民間工事とも　b. 公共工事のみ　c. 民間工事のみ） ２　単価をそのまま使用しないが、単価の変動等の動向を賃金に反映させている （a. 公共工事・民間工事とも　b. 公共工事のみ　c. 民間工事のみ） ３　参考にしていない

（４）令　　７月（約１年前）以降、賃金水準を引き上げない理由について、該当する番号に〇印を記入して下さい。（複数回答可）※２（１）で１～４を選択した場合は回答不要です。

１　公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉したが認められず、賃金引き上げの費用が捻出できない。 ２　公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない。（過去に交渉したが認められなかったため交渉していない） ３　公共工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない。（過去にも交渉したことがない） ４　民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉したが認められず、賃金引き上げの費用が捻出できない。 ５　民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない。（過去に交渉したが認められなかったため交渉していない） ６　民間工事において、賃金の引き上げを契約交渉しておらず、賃金引き上げの費用が捻出できない。（過去にも交渉したことがない） ７　受注者の立場では発注者や元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらい。 ８　赤字補填、運転資金や建設機械の購入など他の用途に充当する必要がある。 ９　他社との競争上賃金にコストをかけられない。 10　経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない。 11　既に相場よりも高い水準の賃金を支払っている。 12　賃金水準を引き上げる必要はないと判断している。 13　社会保険の加入に必要な費用（事業主負担分）に充当したい。 14　その他（具体的に：　　）

３　休暇形態について教えて下さい（技能労働者を雇用していない場合は回答不要）

（１）貴社が雇用する技能労働者に対して、どのような休暇形態を採用していますか。該当する主な番号１つに〇印を記入して下さい。

１　４週８休　　２　４週７休　　３　４週６休　　４　４週５休　　５　４週４休　　６　４週３休以下

メモ欄（その他、賃金等についてご意見等がありましたらご記入下さい。）